

VII その他



## 1 税務証明等件数の推移

(単位：件)

年 度 種 類	令和3	4	5	6
車 庫 証 明	-	-	-	-
評 價 証 明	2,078	2,050	1,982	1,667
公 課 証 明	1,119	1,056	1,160	1,161
資 産 証 明	41	34	29	36
納 稅 証 明	2,360	2,344	1,471	1,471
所 得 課 税 証 明	8,684	8,399	7,835	7,673
扶 養 証 明	8	2	1	1
事 業 証 明	43	28	32	26
諸 証 明	1	0	0	0
閲 覧	864	888	835	912
家屋証明（租税証明）	517	486	527	553
軽自動車標識 交付証明書	571	529	553	518
軽自動車廃車証明書	512	493	462	553
計	16,798	16,309	14,887	14,571

## 2 固定資産課税台帳縦覧者数等の推移

(単位：人・件)

年 度 区 分	令和4	5	6	7
閲 覧 者 数	180	222	79	78
審査申出件数	土 地	0	0	0
	家 屋	0	0	0
更 正 件 数	0	0	0	0

### 3 市税減免額等の推移

(単位：件・千円)

税区分	年度 減免理由	令和4		5		6	
		件 数	金 領	件 数	金 領	件 数	金 領
市民税 (個人)	生活保護	5	701	4	250	5	132
	死 亡	3	129	4	178	2	120
	長期療養	3	44	1	5	1	31
	勤労学生	1	7	0	0	1	3
	障害者等	1	15	0	0	0	0
	災 害	1	24	1	49	1	15
	雇用保険受給	5	79	8	132	2	20
	市長の認めた場合	0	0	0	0	0	0
	小 計	19	999	18	614	12	321
市民税 (法人)	公益法人 特定非営利法人	8	400	8	400	8	358
固定資産税 都市計画税	生活保護受給	4	150	4	138	10	445
	災 害	2	61	2	60	1	11
	市長の認めた場合	4	511	1	408	1	415
	小 計	10	722	7	606	12	871
軽自動車税	身体障害者等	203	1,931,700	209	2,041,300	210	2,136,300
	合 計	240	1,933,821	242	2,042,920	242	2,137,850

## 4 税務事務電算委託調

### 事務の沿革

電算処理開始年度	事業名
昭和 41	住民税計算事務
42	固定資産税計算事務
46	固定資産一筆一棟化、基本マスターカード化
48	評価計算、評価調書等関係帳票の作成 概要調書、督促状（固定資産税、市・県民税普通徴収）
50	市・県民税特別徴収の督促状作成
51	軽自動車税（課税）、償却資産
52	口座振替、市・県民税修（更）正事務 納税組合名簿及び税額一覧表
53	市・県民税特別徴収義務者の漢字化、送付先マスター
54	納期お知らせハガキの作成
55	収納電算消込（固定資産税、市・県民税普通徴収、軽自動車税） 収納簿のマイクロフィルム化（COM） 土地評価証明、家屋評価証明、名寄（土地、家屋）のマイクロフィルム化（COM）
56	市・県民税特別徴収納電算消込 土地（車庫用）証明用マイクロフィルム化（COM） 郵便振替払込通知票 住民情報サービス導入
57	市・県民税普通徴収漢字化、固定資産税住登外漢字入力、軽自動車税漢字入力 申告書（市・県民税の課税資料ダイレクトパンチ）
58	償却資産单品入力
59	滞納繰越分電算入力
62	法人市民税データ入力
63	住民情報オンライン化
平成元	税務情報オンライン化
8	住民税課税情報CSS管理
11	CSS住民情報システム導入
14	滞納管理システム導入
18	住民情報オンラインシステムの更新
21	一部税目についてコンビニエンスストア収納を開始 納税通知書（軽自動車税） 督促状・口座振替不能通知兼督促状・再発行納付書（市・県民税 普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）
22	地方税電子申告システム（eLTAX）利用開始
23	全税目についてコンビニエンスストア収納を開始 マルチペイメントネットワークを利用したペイジー口座振替受付サービスを開始
令和元	地方税共通納税システム利用開始
2	全税目についてスマートフォン決済アプリ収納を開始
5	地方税統一QRコード（eL-QR）利用開始
6	預貯金照会電子化サービス（p i p i t L I N Q）導入
7	ぴったりサービスを利用した証明書の電子申請受付を開始

## 5 市税の税率等の推移

区分		年 度	令和 5	6	7	
市 所 得 民 税 控 除	雑損		①(損害額-保険額) -(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-5万円 ①、②のいずれか多い方の金額	同左	同左	
		医療費	支払った医療費 -合計所得額の5/100(10万円を超える場合は10万円) (最高200万円) 【特例】OTC医薬品購入額の12,000円を超える部分(最高88,000円)※一般の医療費控除との併用不可	同左	同左	
	社会保険料	全額	同左	同左		
	小規模企業共済等掛金	全額	同左	同左		
	生命保険料	新契約(H24.1.1以後締結分) ①12,000円まで 全額 ②12,000円超32,000円まで 支払額×1/2+6,000円 ③32,000円超56,000円まで 支払額×1/4+14,000円 ④56,000円超一律 28,000円 旧契約(H23.12.31以前締結分) ①15,000円まで 全額 ②15,000円超40,000円まで 支払額×1/2+7,500円 ③40,000円超70,000円まで 支払額×1/4+17,500円 ④70,000円超一律 35,000円 *一般的生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除適用を受ける場合、新・旧それぞれ上記で求めた金額合計(限度28,000円) *一般的生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合はそれぞれ上記で求めた金額合計(限度70,000円)	同左	同左		
			支払った保険料の2分の1(限度25,000円) 経過措置 平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従来どおり(限度10,000円)ただし、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額25,000円  長期損害保険料(保険期間が10年以上で、満期返戻金等のある契約の保険料) ①5,000円まで 全額 ②5,000円超15,000円まで 支払額×1/2+2,500円 ③15,000円超 一律10,000円	同左	同左	
	(～平成19年度) 損害保険料  (平成20年度～) 地震保険料	障害者・寡婦・ ひとり親・勤労学生	障・寡・勤各260,000円(特別障害者300,000円、ひとり親300,000円)	同左	同左	
			110,000円～330,000円	同左	同左	
	一般の控除対象配偶者	130,000円～380,000円	同左	同左		
	配偶者控除 同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	障害者控除に230,000円 加算	同左	同左	
			10,000円～330,000円 ※	同左	同左	
扶 養 控 除	扶養親族	一般の扶養親族	330,000円	同左	同左	
		特定扶養親族	450,000円	同左	同左	
	老人扶養 親族	老人扶養 親族 同居老親等以外 の者	380,000円	同左	同左	
		同居老親等	450,000円	同左	同左	
	同居特別 障害者で ある扶養 親族	一般の扶養親族	障害者控除に230,000円 加算	同左	同左	
		同左				
		同左				
		同左				

※控除対象配偶者に該当の場合 0円

年 度			令和5	6	7
区分					
市 民 税 人	基礎		150,000 円～430,000 円※	同左	同左
	青色専従者給与控除		完全給与制	同左	同左
	白色専従者控除		①500,000 円(配偶者 860,000 円) ②その事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額／事業専従者の数+1 ①、②のいずれか低い金額	同左	同左
	個人 税率	所得割		一律 6%	同左
		均等割		3,500 円	3,000 円
	法人税率	法人税割		6.0/100	同左
		均等割		①資本金が 50 億円超従業者数が 50 人超 3,000,000 円 ②資本金が 10 億円超 50 億円以下従業員数が 50 人超 1,750,000 円 ③資本金が 10 億円超従業員数が 50 人以下 410,000 円 ④資本金が 1 億円超 10 億円以下従業員数が 50 人超 400,000 円 ⑤資本金が 1 億円超 10 億円以下従業員数が 50 人以下 160,000 円 ⑥資本金が 1 千万円超 1 億円以下従業員数が 50 人超 150,000 円 ⑦資本金が 1 千万円超 1 億円以下従業員数が 50 人以下 130,000 円 ⑧資本金が 1 千万円以下従業員数が 50 人超 120,000 円 ⑨その他の法人等 50,000 円	同左
		税率		1.4/100	同左
		免税点		土地 300,000 円 家屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円	同左 同左 同左
固定資産税	原動機付自転車 税率(税額)	50cc 以下		2,000 円	同左
		90cc 以下		2,000 円	同左
		125cc 以下		2,400 円	同左
		ミニカー		3,700 円	同左
		特定小型		-	2,000 円
		二輪車等		3,600 円	同左
		軽自動車 三輪車	現税率適用分	3,100 円	同左
			新税率適用分	3,900 円	同左
			重課適用分	4,600 円	同左
			75%軽課適用分	1,000 円	同左
			50%軽課適用分	2,000 円	同左
		25%軽課適用分		3,000 円	同左

※合計所得が 2500 万円を超える場合は、適用されない

区分		年 度	令和 5	6	7	
税率 (税額) (種別割)	税率 (税額) （乗用車）	乗用（営業用）	現税率適用分 新税率適用分 重課適用分 75%軽課適用分 50%軽課適用分 25%軽課適用分	5,500 円 6,900 円 8,200 円 1,800 円 3,500 円 5,200 円	同左 同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		乗用（自家用）	現税率適用分 新税率適用分 重課適用分 75%軽課適用分 50%軽課適用分 25%軽課適用分	7,200 円 10,800 円 12,900 円 2,700 円 5,400 円 8,100 円	同左 同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		四輪車	現税率適用分 新税率適用分 重課適用分 75%軽課適用分 50%軽課適用分 25%軽課適用分	3,000 円 3,800 円 4,500 円 1,000 円 1,900 円 2,900 円	同左 同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		貨物（営業用）	現税率適用分 新税率適用分 重課適用分 75%軽課適用分 50%軽課適用分 25%軽課適用分	4,000 円 5,000 円 6,000 円 1,300 円 2,500 円 3,800 円	同左 同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		貨物（自家用）	現税率適用分 新税率適用分 重課適用分 75%軽課適用分 50%軽課適用分 25%軽課適用分	4,000 円 5,000 円 6,000 円 1,300 円 2,500 円 3,800 円	同左 同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		小型特殊自動車	農耕作業用 その他	2,400 円 5,900 円	同左 同左	同左 同左
	二輪の小型自動車			6,000 円	同左	同左
市たばこ税				6,552 円／1,000 本	同左	同左
保特有税 别土地	税率	取得分		3/100	同左	同左
		保有分		1.4/100	同左	同左
	免税点	取得分		5,000m <sup>2</sup>	同左	同左
		保有分		5,000m <sup>2</sup>	同左	同左
計都税 画市	税率			0.3/100	同左	同左
	免税点			固定資産税が免税となるもの	同左	同左

年 度		令和 5	6	7	
国 民 健 康 保 險 稅	医 療 分	所得割	6. 20/100	6. 69/100	7. 30/100
		資産割	-	-	-
		被保険者均等割	26, 100 円	26, 200 円	27, 000 円
		世帯別平等割	19, 300 円	19, 500 円	21, 600 円
		課税限度額	650, 000 円	同左	660, 000 円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所得割	2. 40/100	2. 67/100	2. 87/100
		資産割	-	-	-
		被保険者均等割	9, 700 円	9, 900 円	11, 000 円
		世帯別平等割	6, 800 円	6, 900 円	8, 000 円
		課税限度額	220, 000 円	240, 000 円	260, 000 円
	介 護 分	所得割	2. 28/100	2. 42/100	2. 31/100
		資産割	-	-	-
		被保険者均等割	11, 100 円	11, 600 円	11, 700 円
		世帯別平等割	6, 000 円	6, 400 円	5, 800 円
		課税限度額	170, 000 円	同左	同左

## 6 令和7年度市税納期限一覧表

税目等 納期限	市・県民税 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税 (普通徴収)
令和7年 5月 7日		全期・1期		
6月 5日			全期	
7月 7日	全期・1期			
7月 31日				全期・1期
8月 5日		2期		
9月 1日				2期
9月 5日	2期			
9月 30日				3期
10月 31日				4期
11月 5日	3期			
12月 1日				5期
12月 25日				6期
令和8年 1月 13日		3期		
2月 2日				7期
2月 5日	4期			
3月 2日				8期
3月 5日		4期		
3月 31日				9期